

五 調査結果総括、税関差止関連情報の効果的活用法

1. 調査結果総括

本件実態調査により、模倣品製造から輸出までの実態の一部が明らかとなり、その主要内容として、以下が挙げられる。

- ①税関差止情報を手掛かりとして、上流業者の調査が可能である
- ②輸出業者が、模倣品製造、販売の受注者である場合が多い
- ③輸出業者が、第三者に模倣品製造を委託するケースが多いが、中には、自ら有する製造工場において、模倣品を製造するケースもある
- ④輸出業者は、模倣品製造業者から、税関付近の、輸出業者管理下の倉庫に運搬させて模倣品を輸出

通し番号	輸出業者名	①上流業者情報取得	②模倣品製造、販売の受発の有無	③自ら模倣品製造／第三者に製造委託	④税関付近に模倣品保管倉庫有
1	武漢市科●●進出口有限公司	○	○	第三者	○
2	湖南麦●●進出口有限公司	○	○	第三者	○
3	済南萊●●軸承進出口有限公司	○	○	自ら	○
4	上海貝●●進出口有限公司	○	○	第三者	不明
5	天津盛●●国際貿易有限公司	○	○	第三者	不明
6	厦門昂●●械有限公司	○	不明	第三者	不明
7	厦門市誠●●有限公司	○	○	第三者	不明
8	深圳市愛●●貿易有限公司	×	不明	不明	不明
9	無錫科●●五金有限公司	×	不明	不明	不明
10	蘇州艾●●軸承有限公司	×	不明	不明	不明

これまで、輸出業者の模倣品輸出への関与の程度は明確ではなかったが、上記のとおり、模倣品輸出においては、輸出業者が模倣品の発注者としての役割を果たしていることも多く（少なくとも、調査対象となった 3 ケースでは、模倣品製造業者は、輸出業者からの委

託に応じて模倣品を製造しており、これらの製造業者は、常時、模倣品を製造しているわけではない)、具体的には、模倣品輸出を行う輸出業者は、インターネット等より海外から模倣品の受注を受けた後、付き合いのある製造業者に模倣品の製造を委託し（もしくは、自ら模倣品を製造し）、同業者より所定数量の模倣品を税関付近の自身の保管倉庫に納品させ、納品後直ちに通関申告手続きを行い、速やかに模倣品を輸出しているものと考えられる。

このように、これまで模倣品製造業者が模倣品輸出のイニシアチブを取っており、同製造業者を突き止めてこれを食い止めることが重要と思われていたが、本件調査結果に鑑みると、模倣品製造業者は、輸出業者の委託を受けて模倣品を製造しており、委託がなければ模倣品を製造しない可能性もあって、他方、模倣品製造の委託者たる輸出業者の悪質性が高く、このような輸出業者に対し、何らかの抑止効果のある対策を実施する必要性があると考えられる。

具体的対応策については、例えば、輸出業者に対する損害賠償請求の是非、税関差止時における輸出業者への刑事訴追手続（税関からの刑事移送手続、権利者自らによる自訴手続）の是非のほか、本件調査結果を踏まえると、模倣品輸出に際していったん輸出業者管理下の倉庫に保管される模倣品の押収の是非等が検討できようか考えられる。これらの輸出業者をターゲットとした対応は、これまで、取られている例は必ずしも多くないものと思料され、今後、これらに取り組むことで、模倣品輸出を減少させることができる可能性があり、今後の事例の集積、効果検証の必要があると思われる。

2. 税関差止関連情報の効果的活用法

以上述べたとおり、税関差止に係る「点」情報から、関連模倣業者、模倣品の流れに係る「線」情報へつなげ、輸出業者や、模倣品製造業者に対し効果的対応を取ることが重要であり、かつ、上記において「線」情報へと繋げることができた事例を複数紹介したものであるが、以下において、これらの事例等からみた、「点」から「線」へと繋げるための方法、留意点等を紹介する。

(1) 税関差止情報から輸出業者、製造業者への対応

前述のとおり、「知的財産権侵害状況通知書」記載情報から、輸出業者、ひいては、輸出業者に模倣品を提供する模倣品製造業者を辿り、これらに対し、適当な対応を取れる可能性は十分に認められる。

他方、全ての税関差止案件について、上記通知書記載情報から、全て、輸出業者、模倣品製造業者を辿って調査、対応することは、費用対効果の観点からも現実的ではない。

そのため、まずは、税関差止案件の中から、対応すべき案件を絞り込むことが考えられ

るが、本件調査結果を踏まえると、以下の点を分析し、その後の調査の是非を決定することが考えられる。

- ①模倣品輸出数量
- ②過去の模倣品輸出行為の有無
- ③現在の模倣品受発注行為の有無
- ④現在の模倣品取扱数量の多寡

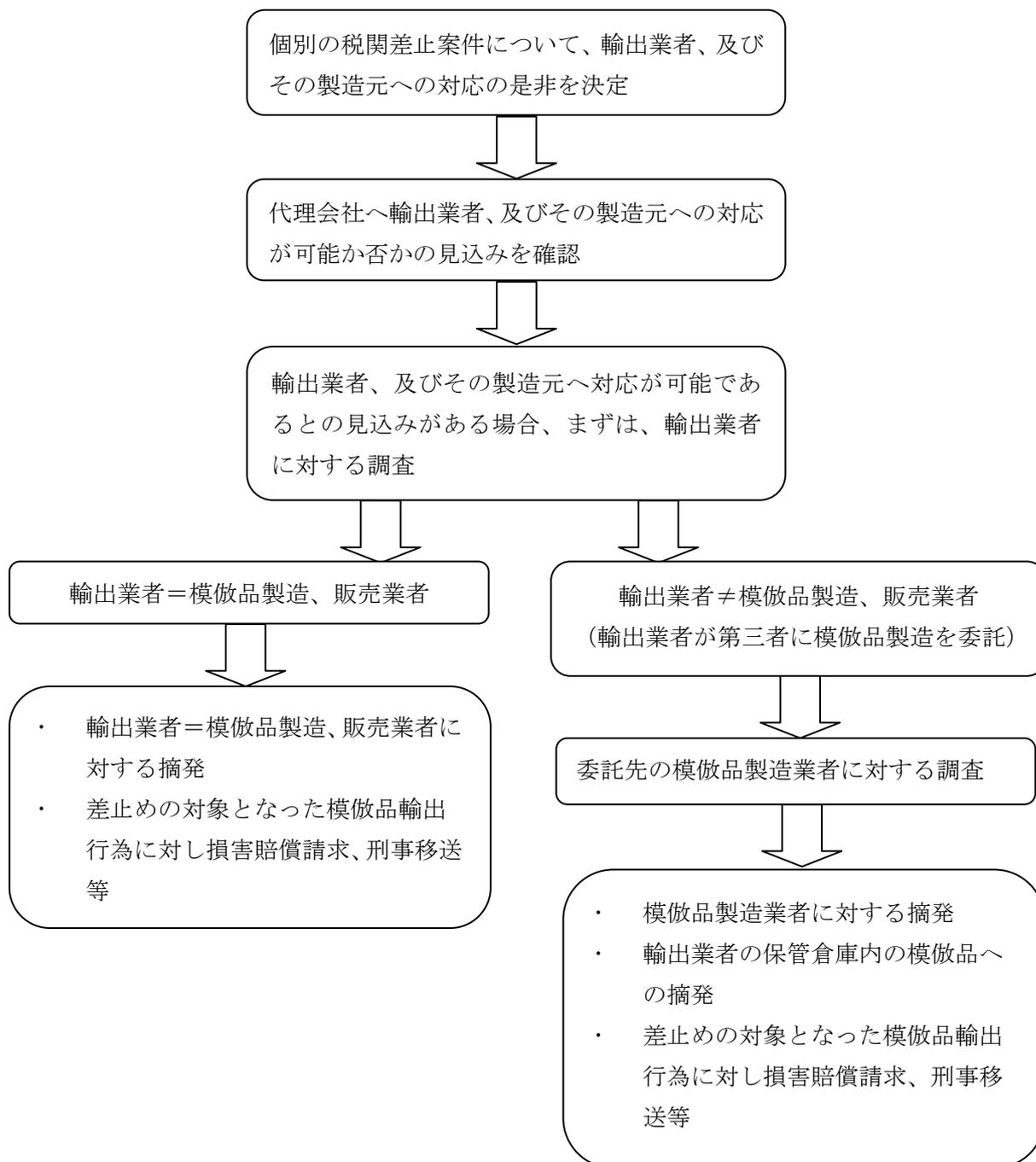
※②については、平素より、税関差止案件について、ブラックリストを作成しておくことが肝要であり、この前提として、日頃から、例えば以下のように通関差止情報を集積し、統計可能なようにしておくことが有益である。

通関中止日	通知日	省	市	税関	対象商品	使用商標	数量	輸出入の別	輸入者情報			輸出者情報			担保金金額(元)	真贋鑑定の切日	真贋鑑定結果
									氏名	国	住所	氏名	国	住所			

※③④については、インターネット、電話聞取調査を経て、輸出業者が、現在もなお模倣品の受発注に応じているか等を確認することになると思われるが、これを権利者自ら行うことは容易ではなく、専門の代理会社に依頼することになる必要があり、税関代理人が、これらの調査もあわせて行うことができれば、別途、調査を依頼する必要もなくなり、また、税関から差止通知を受領した後、速やかに上流への対応を取ることができるため、予めこのような税関代理人を選定しておくことが望ましい。

上記を踏まえ、上流業者を辿ることを決定した後は、輸出業者に対する調査を、専門の代理会社に依頼する必要があると思われるが、その後の対応は、調査結果を踏まえた対応まで含め、大要、以下のフロー図が考えられる。

【税関差止情報から輸出業者、製造業者への対応フロー】



(2) 留意点、及び今後の課題

本調査結果により、模倣品輸出において、輸出業者の果たす役割が大きい可能性が高いことが判明したが、本調査は輸出業者の一部を調査したものであり、まだ、輸出業者の実態を全て把握できたとはいえない可能性があるため、引き続き、これらの実態解明が今後の課題として残されているものと思われる。

また、輸出業者に対し、何らかの対応を取るべきとした場合、前述のとおり、これまで輸出業者をターゲットとして対応が取られた例はそれほど多くないと考えられ、これらの対応方法や効果検証も今後の課題として残されているものと考えられる。

具体的には、税関差止めについて、輸出業者に対し、①損害賠償請求訴訟、②税関からの刑事移送、③権利者による自訴手続（権利者自らが輸出業者を刑事訴追する手続）、その他④輸出業者の保管倉庫内の模倣品に対する押収の是非・効果等を検討することが考えられるが、これらの対応を取る前提として、輸出業者の悪意を立証することが必要になるので、この点を含め、引き続き、検討すべき課題も少なくないものと思われる。

[経済産業省委託]

模倣品の国際流通にかかる実態調査
～模倣品ベアリングの事例～

[発行]

日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部

T E L : 021-6270-0489

F A X : 021-6270-0499

[執筆協力]

上海拥智商務諮詢有限公司 (IP FORWARD China)

分部 悠介 (代表 日本国弁護士)

島田 敏史 (日本国弁護士)

兪 則剛 (中国律師)

2013年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が2013年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。